

平成 2 5 年 1 月 1 7 日

自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）に対する意見

一般社団法人 全国地方銀行協会

	該当条文	意見・質問	理由
1	第 28 条第 1 項第 2 号 第 40 条第 1 項	本告示案では、連結自己資本の計算において、コア資本にその他の包括利益（「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」、「土地再評価差額金」を除く）を算入するとされている（第 28 条第 1 項第 2 号）。これは「退職給付に係るものの額」がコア資本に算入されることを意味し、「退職給付に係るものの額」が正の値の場合はコア資本が増加し、負の値の場合にはコア資本が減少するとの理解でよい。 また、単体自己資本比率の計算においては、退職給付会計における未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異はコア資本に反映させないという理解でよい。	第 28 条第 1 項第 2 号では、「退職給付に係るものの額」についての直接の言及がないため。
2	第 28 条第 2 項および第 5 項 第 40 条第 2 項および第 5 項	無形固定資産はコア資本控除となるが、ソフトウェア・ソフトウェア仮勘定・その他の無形固定資産ともに、税効果勘案後の金額を控除するとの理解でよい。	

	該当条文	意見・質問	理由
3	第 28 条第 4 項第 5 号イ 第 40 条第 4 項第 5 号イ	強制転換条項付優先株式の適格条件の中に「償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること」とあるが、既に発行しているものについて、定款や発行要項の見直しが必要となるのか確認したい。	
4	第 29 条	繰延税金資産の額（一時差異に係るものに限る。）について、以下の ～ について確認したい。 繰延税金資産の額（一時差異に係るものに限る。）とは、有価証券報告書「繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」に記載している、繰延税金資産と繰延税金負債との差額（繰延欠損金を除く）との理解でよいのか。 貸借対照表に記載している再評価に係る繰延税金負債との相殺は可能か。 国内基準では「その他の包括利益累計額」が対象外となる一方、繰延税金資産および繰延税金負債の対象には「その他有価証券評価差額」や「繰延ヘッジ損益」が含まれるのか。 「退職給付に係るものの額」に係る繰延税金資産についても他の繰延税金資産と同様、第 28 条（第 40 条）第 2 項第 5 号および第 6 号、第 76 条の 4 の対象となるとの理解でよいのか。	

	該当条文	意見・質問	理由
5	第 76 条の 2 の 3、 附則第 12 条 1 号	自己資本控除されない部分の劣後債等のリスク・ウェイトの見直しについて、経過措置は銀行、持株会社、最終指定親会社を対象としているが、その他の金融機関(保険会社等)が発行する劣後債等には経過措置はないのか。	
6	附則第 3 条	劣後債等の経過措置について、「バーゼル 3 に関する Q & A」等により数値例を用いて、具体的な取扱いを明確にしてほしい。	
7	附則第 3 条第 2 項	「告示案第 28 条(第 40 条)第 1 項各号に掲げる額の合計額」には資本調達手段に係る経過措置による算入額を含めないという理解でよいか。 また、「告示案第 28 条(第 40 条)第 2 項各号に掲げる額の合計額」は、調整項目に係る経過措置を反映する前の額という理解でよいか。	
8	附則第 6 条第 1 号	「退職給付に係るものの額」をコア資本算入する経過措置期間を 5 年間としているが、土地再評価差額金に合わせ 10 年間としていただきたい。	
9	平成 24 年金融庁告示第 81 号 附則第 2 条	本附則により、国内基準行にも平成 26 年 3 月末から清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課が求められるという理解でよいか。	
10	その他	資本保全バッファの取扱いについて早期に明示していただきたい。	2014 年 3 月 30 日までに発行した資本調達手段が経過措置の対象となる中、早めに資本調達の方針を策定

	該当条文	意見・質問	理由
			する必要があるため。
11	その他	12 月 12 日にパブリックコメントに付された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、国際統一基準行については、主要なリスクは普通株式等 Tier 1 資本等の損失吸収力の高い資本でカバーする、アウトライヤー比率の計算には総自己資本の額を用いる、こととされている。本告示案により国内基準行の自己資本の定義が変わることを踏まえ、本告示案適用後の考え方について早期に示していただきたい。 また、現在、Tier 1 および Tier 2 を用いて計算している大口信用供与等規制における信用供与等限度額の計算方法についても告示案適用後の考え方について早期に示していただきたい。	

以 上